

## 阿賀野市告示第17号

阿賀野市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成25年阿賀野市規則第6号）第7条2項の規定により、基準該当事業者の廃止を行ったので、同規則第13条の規定に基づき告示する。

令和7年1月21日

阿賀野市長 加藤 博幸

障害福祉サービス事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名	廃止年月日	サービスの種類
1540600036	新発田西デイサービスセンター 新発田市富塚町1丁目9番13号	一般財団法人 下越総合健康開発センター 新発田市本町4丁目16番83号 代表理事 佐々木亮	令和7年3月31日	基準該当生活介護